

令和 8 年度 三世代同居・近居住替え支援事業**よくある質問**

三世代同居・近居への支援として、子育て世帯又は親世帯等が市内で三世代同居・近居するための住替えに対し、

①住宅取得費助成 ②民間賃貸住宅家賃負担軽減助成 ③引越し費用等助成

の3つの助成を行います。各助成は①+③、②+③のように併用し、同時に申請することができます。

【要件について】**Q1.いつからの転居が対象か。**

A1.令和 8 年 4 月 1 日以降に転居した世帯が対象です。

Q2.転居日とはいつのことを指すのか。

A2.実際に住替えた日を指します(購入日や契約日は関係ありません)。業者発行の引越し代の領収書に記載の作業日や領収日、もしくは転居前住宅の解約日で確認します。

Q3.令和 8 年 3 月 31 日以前に転居した場合、助成はないのか。

A3.子育て世帯の場合は、「子育て世帯住替え助成事業」の対象になる可能性がございます。令和 8 年 4 月 1 日から受付を開始し、転居日から 5 か月以内であれば、ご申請いただけます。助成要件等は、ホームページの「関連する他の助成制度のご案内」からリンクをご確認ください。

Q4.世帯の収入要件はあるのか。

A4.収入要件はありません。

Q5.マンションでも戸建てでも対象になるか。また、新築も中古も対象になるか。

A5.マンション・戸建てのいずれも対象です。また、新築・中古のいずれも対象となります。

Q6.事後申請はできるか。

A6.助成金の交付申請は、転居後の申請となります。

なお、本助成金を利用し、住宅ローン【フラット 35】地域連携型を利用する場合は、金利の引き下げをうけることができますが、令和 8 年 5 月 1 日より受付を開始する予定です。詳細が決まり次第ホームページで公開いたします。

Q7.妊娠中の場合は子育て世帯に該当するか。

A7.転居日時時点で母子手帳の交付を受けている場合は、子育て世帯の対象になります。

Q8.福岡市外から転居する場合は、対象になるか。

A8.対象になりますが、どちらかの世帯が転居前から福岡市内に居住していることが要件です。※子育て世帯と親世帯の両世帯が市外から市内に転入する場合は対象ではありません。

Q9.市営住宅への転居は、対象になるか。

A9.対象ではありません。市営住宅や県営住宅等の公営住宅への転居は本助成の対象にはなりません。

Q10. UR 住宅への転居は、対象になるか。

A. 対象になります。公的賃貸住宅(UR や公社賃貸住宅)への転居は③引越し費用等助成のみ対象となります。

Q11. 実家への転居は、対象になるか。

A11. 転居後に子育て世帯と親世帯が同居する場合は③引越し費用等助成のみ対象になります。

Q12. 生活保護を受けている、対象になるか。

A12. 対象ではありません。

Q13. 以前転居をした際に「子育て世帯住替え助成金」(または「高齢者世帯住替え助成金」)を申請し、助成金を受け取った。今よりも会社(または学校や保育所)に近い部屋に転居するが、対象になるか。

A13. 対象ではありません。助成金の申請は原則1回限りです。

Q14. 以前転居をした際に「子育て世帯住替え助成金」(または「高齢者世帯住替え助成金」)を申請し、助成金を受け取った。子育ての協力のために、三世代で同居・近居することになったので転居するが、対象になるか。

A14. 助成金の申請は原則1回限りですが、新たに三世代同居・近居をする場合や世帯員の増減は再申請の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Q15. 友人が借りている部屋に転居したが、対象になるか。

A15. 対象ではありません。転居後の住宅は、子の扶養義務者となる申請者または同居者が自ら居住をするために取得・契約をする物件に限ります。

Q16. 扶養義務者とは誰のことか。

A16. 子の直系血族(父母・祖父母等)及び兄弟姉妹を指します。

Q17. 部屋の面積にバルコニーやロフトは含むか。

A17. 含みません。室内の壁芯で囲まれた部分を、重要事項説明書等に記載された面積で確認を行います。

【三世代同居・近居について】

Q18. なぜ近居を 1.2km 以内としているのか。

A18. 両世帯が日常的に行き来することが可能な範囲として、歩く速さを「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」より1分80mで算出し、徒歩15分程度で往来できる直線距離1.2kmと設定しています。

Q19. 転居前から三世代同居・近居しているが対象となるか。

A19. 対象になりますが、どちらかの世帯が転居前から福岡市内に居住していることが要件です。※子育て世帯と親世帯の両世帯が市外から市内に転入する場合は対象ではありません。

【①住宅取得費助成について】

Q20.住宅の「取得」とはどのような場合を指すのか。

A20.新築・中古住宅を購入した場合や、新築住宅を建設することを指します。

Q21.既に所有していた住宅を改築する場合または増築した場合は対象になるか。

A21.建物の全部を取り壊し改築する場合は、新たな住宅の取得にあたるので対象になります(取り壊しを証する書面の提出が必要です)。建物の一部を取り壊し改築する場合や、既に所有している住宅に部分的に増築する場合は対象ではありません。

Q22.住宅の価格に制限はあるか。

A22.住宅の価格に制限はありませんが、5年以上の住宅ローンを利用して住宅を取得した場合が対象となります。なお、住宅ローンの年間返済額が基本額(20万円)以下の場合、助成額はその額までとなります。

Q23.一括で購入した場合は対象になるか。

A23.対象になりません。住宅取得費の助成については、住宅ローンを利用して住宅を取得した場合が対象となります。

Q24.住宅取得費助成と引越し費用助成は両方もらえるのか。

A24.両方助成します。

Q25.一回申請したら、5年間ずっと助成をもらえるのか。

A25.2年目以降も継続して助成を受ける場合は、毎年度の申請が必要です。2年目以降の申請方法・必要書類については、交付決定時にお知らせいたします。

なお、申請時の住宅から転居した場合、三世帯同居・近居でなくなった場合、子育て世帯でなくなった場合やローンの返済が終了した場合など、要件を満たさなくなった際は、その年からの助成を受けることはできません。

【②民間賃貸住宅家賃助成について】

Q26.家賃の月額に制限はあるか。

A26.ありません。なお、年間家賃額が基本額(10万円)以下の場合、助成額はその額までとなります。

Q27.家賃の助成と引越し費用助成は両方もらえるのか。

A27.両方助成します。

Q28.一回申請したら、5年間ずっと助成をもらえるのか。

A28.2年目以降も継続して助成を受ける場合は、毎年度の申請が必要です。2年目以降の申請方法・必要書類については、交付決定時にお知らせいたします。

なお、申請時の住宅から転居した場合、三世帯同居・近居でなくなった場合、子育て世帯でなくなった場合など、要件を満たさなくなった際は、その年からの助成を受けることはできません。

【③引越し費用等助成について】

Q29.引越し費用のうち、登記費用とはどのような費用を指すのか。

A29.新しい住宅の登記費用(建物表題登記、所有権保存登記、所有権移転登記、抵当権設定登記)に該当するものが対象となります。司法書士や土地家屋調査士等の押印、宛名、領収日、金額、登記費用内容の明細が記載されている領収書の提出が必要です。※新しい住宅の登記費用に該当しない項目(滅失登記等)は対象となりません。

Q30.引越し費用のうち、仲介手数料とはどのような費用を指すのか。

A30.住宅の取得の際に仲介会社等へ支払った売買仲介手数料や、賃貸住宅に転居する際に不動産会社等へ支払った賃貸仲介手数料が対象となります。仲介会社等の押印、宛名、領収日、金額、内容が記載されている領収書の提出が必要です。

【参考：申請する助成の例】※市内外から市内へ転居する子育て世帯または親世帯の方

(例 A)三世代同居・近居のために転居し、5年以上の住宅ローンを利用し取得した住宅に転居した A さん

→①+③の申請が可能

(例 B)三世代同居・近居のために転居し、一括で(住宅ローンを利用せず)取得した住宅に転居した B さん

→③の申請が可能

(例 C)三世代同居・近居のために転居し、民間賃貸住宅に転居した C さん

→②+③の申請が可能

(例 D)三世代同居・近居のために転居し、公的賃貸住宅へ転居した D さん

→③の申請が可能

(例 E)三世代同居のために転居し、親世帯が既に賃貸・所有する住宅(実家)へ転居した子育て世帯の E さん

→③の申請が可能

(例 F)三世代同居のために転居し、子育て世帯が既に賃貸・所有する住宅へ転居した親世帯の F さん

→③の申請が可能